

Title	東寺領山城国上久世荘における段銭と「荘家の一揆」
Author(s)	高木, 純一
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2018, 52, p. 1-28
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/76066
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

東寺領山城国上久世荘における段銭と「荘家の一揆」

高木 純一

キーワード…惣村／段銭／荘家の一揆／室町期荘園制

はじめに

一九八〇年代半ばに提起された中近世移行期村落論・自力の村論は、依然として通説的位置を占めている。一方、そこで描かれる村落像の静態性・抽象性には早くから批判が加えられており、地域毎の特徴や、時期的段階差をどのように組み込んでいくのかが、現時点でも課題であると思われる。そうした問題に対して筆者は、村落研究の重要なフィールドである畿内近国地域における村の地域的特質を、とくに荘園制（室町期荘園制）という観点から捕捉し、これを中世・近世の移行過程のなかに組み込んでいくという方向性で研究を進めてきた。^③

とりわけ前稿では、東寺領山城国上久世荘を事例として、中世荘園制下における民衆闘争の基本的形態とされる「荘家の一揆」について詳しく検討を加えた。多様な闘争目標を持つ「荘家の一揆」のうち、年貢減免闘争と井料下行闘

争に対象を絞り、両者の運動のあり方の差異や、その背景にあった構造の違いなどを明らかにした。加えて、「莊家の一揆」が室町期莊園制下における莊園村落の再生産構造において不可欠の一環を構成していたことを指摘した。⁽⁴⁾ これもまた、右の問題意識に基づく作業の一環であることは言うまでもない。

ただし、前稿においては、年貢減免闘争と井料下行闘争に対象を限定した点、村の再生産構造の描写が不十分なものであった点などにおいて、なおも課題を残した。そこで本稿では、室町期莊園制に特有の賦課である段銭、それをめぐる莊園村落と領主との交渉¹¹「莊家の一揆」を検討することで、前稿の見解を補強し、発展させることとしたい。本稿の具体的なフィールドとなるのは、筆者がこれまでも取材してきた東寺領山城国上久世荘である。他の東寺領莊園と同様、日本中世屈指の史料群である『東寺百合文書』に膨大な関係史料がある。研究史上でも盛んに取り上げられてきた事例であるが、関係史料の大半が未翻刻であるため、現段階においても研究の余地を十分に残している。

まず、本稿に必要な範囲で基本的な情報を確認しておこう。上久世荘は山城国乙訓郡に所在した莊園である（現在の京都府南区久世上久世町・久世川原町・久世高田町が該当）。建武三（一三三六）年に足利尊氏によって東寺鎮守八幡宮に寄進され、以後中世末まで東寺一円領として存続する。東寺から上久世荘までは徒歩一時間ほどであり、いわゆる膝下領莊園ということになる。また、支配領域としての莊園と、生産・生活の場としての村落とが一致する一莊園一村落の事例である点も重要な特徴である。耕地は六〇町余り、公田数は五四町余りであった。年貢約二二〇石・公事銭約三〇貫文・公事藁・糠などを毎年東寺に納めていた。

史料に恵まれるフィールドであることは先述したが、なかでも「東寺鎮守八幡宮供僧評定引付」（以下「引付」）が一〇〇年余りにわたって残されていることが重要である。「引付」はその名の通り、上久世荘を支配する東寺鎮守八幡宮供僧たちによる評定の議事録である。この評定は、鎮守八幡宮における仏神事や供僧の任免のみならず、所領支

配に関する様々な事柄が評議・議決される場であった。簡素な記述も多いが、領主側が特定の判断を下すにいたった経緯や、その時々々の地下側の動向など、発給文書だけでは知り得ない情報を多く含んでいる。とりわけ当荘は京郊の膝下領であるという条件により、東寺領全般のなかでもより濃密な記録が残されている。筆者がこの荘園に取材してきた大きな理由はこの点にある。本稿でもこの「引付」を中心的な史料とする。⁽⁵⁾

当荘の支配体制についても確認しておこう。室町期を通じて、荘官は公文のみが置かれる体制であった。南北朝期以来、公文には当荘出身の舞田（真板）氏が在職・相伝していたが、相論の末、応永二一（一四一四）年には細川氏家臣の寒川氏に交代した。その後は幕府内部の政治変動に規定され、舞田氏を交えながらも遊佐氏や寒川氏といった武家勢力が交代で公文に就任することとなった。⁽⁶⁾ なお、これ以降は公文正員はほとんど荘務に関与しなくなり、公文正員の派遣する公文代が事実上公文としての役割を果たすようになる。⁽⁷⁾

また、当荘における支配の担い手は公文・公文代だけではなく、すなわち、久留島典子により、応永年間頃から公文の代行的職務を担う百姓たる「沙汰人」が出現することが指摘されている。⁽⁸⁾ 「沙汰人」は村の指導層である年寄（老者）と表裏の関係にあり、実際に村政を取り仕切っているという事実が先行していた。東寺はそのような存在を限定的ながらも下級荘官として把握・編成することで、公文や公文代のみを支配の担い手とする支配体制の死角を補完し、安定した支配を実現していたのである。⁽⁹⁾ 無論、年寄たちは支配の担い手である前に村の代表者であり、「荘家の一揆」などを主導する存在であった。本稿で扱う段銭をめぐる対領主交渉においても、公文たちだけでなく彼らを主な担い手としている。

第一章 上久世荘における段銭の概要

第一節 段銭の賦課・免除・徴収・算用

「表」は、「引付」に見える上久世荘・下久世荘に対する段銭賦課の事例を網羅的に収集し、その名目や免除・減額の有無などをまとめたものである。ここからはいくつかの事実が指摘できる。

まず、応永六（一三九九）年から寛正六（一四六五）年の六六年間で二九例が確認でき、平均すると二年に一回ほどのペースで何らかの段銭が賦課されていたことがわかる。あくまで「引付」に記録された範囲であるので、さらなる事例の増加も見込まれよう。また、「引付」は応仁・文明の乱による一時的な断絶を除けば、概ね一六世紀の第二四半期まで継続的に作成されているが、乱後には段銭賦課の事例が一切確認できない。段銭賦課は、まさしく狭義の室町期を特色づけるものであったと言えるだろう。

つぎに、段銭賦課の主体は、幕府・守護、そして領主東寺であるが、当荘においては、幕府・守護段銭はほぼ例外なく免除が認められている。後述するが、免除を受けるためには少なくとも額の礼銭が必要であり、東寺はそれらを上久世荘地下に転嫁した。しかもそれは「段別〇文」といった形式でなされることが多い。つまりここにおいて、幕府・守護段銭は領主段銭へと変換されて地下に賦課されていたのである。この点は当該事例の大きな特色であると思われるが、後に詳しく検討しよう。

なお、同じ東寺領である播磨国矢野荘における段銭賦課を検討した松沢徹は、赤松氏が同国守護であった応安五（一三七二）年から嘉吉元（一四四一）年までの期間には三〇件の幕府・守護段銭の賦課が確認でき、うち一四件が免除

[表] 「引付」に見える上久世荘・下久世荘に対する段銭賦課

*「荘家の負担」欄の「→」は、減額交渉の結果を示す。また、免除を受けた事例の場合、東寺が荘家に転嫁した免除費用の額を示す。

*同欄の「上」「下」は、それぞれ上久世荘・下久世荘を指す。

No.	年	西暦	名目	主体	免除	荘家の負担
1	応永6	1399	興福寺供養出仕要脚	東寺	—	段別70文→段別60文
2	応永7	1400	?	守護	○	段別50文→段別15文
3	応永8	1401	造内裏	幕府	×	段別50文
4	応永10	1403	?	東寺	—	段別100文→段別60文
5	応永11	1404	?	守護	○	?
6	応永15	1408	東寺鎮守八幡宮遷宮 法会要脚	東寺	—	段別30文→段別20文
7	応永21	1414	鴨社造替	幕府	×	?
8	永享元	1429	大奉幣米	幕府	○	? →段別8文
9	永享3	1431	鴨社造替	幕府	○	? →上5貫文・下3貫文
10	永享4	1432	鴨社造替	幕府	○	? →上5貫文・下3貫文
11	永享5	1433	永享2年將軍東寺御成	東寺	—	段別50文→段別30文
12	永享5	1433	鴨社造替	幕府	○	? →上5貫文・下3貫文
13	永享6	1434	鴨社造替	幕府	○	段別80文→段別20文
14	永享7	1435	鴨社造替	幕府	○	段別80文→段別20文
15	永享8	1436	鴨社造替	幕府	○	? →段別20文
16	永享9	1437	鴨社造替	幕府	○	?
17	永享11	1439	東寺御成段銭	東寺	—	?
18	永享12	1440	新守護就任一献料	東寺	—	段別20文
19	嘉吉元	1441	新守護就任一献料	東寺	—	段別20文→段別10文
20	嘉吉元	1441	鴨河合社造営	幕府	?	?
21	嘉吉2	1442	鴨社造替	幕府	○	? →段別20文
22	文安3	1446	役夫大工米	幕府	○	段別80文→段別30文
23	宝徳2	1450	安堵・守護不入御教 書獲得	東寺	—	段別60文
24	宝徳3	1451	?	?	?	上? 25貫文
25	享徳2	1453	?	守護	○	上17貫文
26	寛正3	1462	將軍東寺御成	東寺	—	段別500文→段別100文
27	寛正5	1464	讓位	幕府	○	段別113文→段別30文
28	寛正6	1465	將軍春日社參要脚	守護	?	?
29	寛正6	1465	大嘗会奉幣米	守護	○	段別16文→上2貫文・下1貫文

されていること、同国守護が山名氏に交代した嘉吉二年から文正元（一四六六）年では計二五件の段銭賦課が確認でき、うち一九件が免除されていることを明らかにしている。上久世荘・下久世荘と同様に、高頻度の賦課と高い免除率が確認できる。

当荘の年貢諸公事物に関しては、まず年貢徴収・算用の責任者である公文が算用状（地下算用状）・未進徴符を作成し、これを受けて東寺側で上久世・下久世両荘をまとめた算用状（「寺家算用状」）が作成されるという算用プロセスが明らかにされている。⁽¹⁾これと同様に、段銭に関しても、まず公文によって「地下算用状」が作成され、これを受けて「寺家算用状」が作成されている様子が確認できる。ただし、極めて残存状況のよい年貢算用状とは異なり、それぞれ数通が残されているのみである。⁽²⁾このうちやや特異な形式を持ち、段銭の賦課・徴収・算用プロセスを知るうえで注目すべき内容を含むものとして、つぎの「史料1」を検討しておきたい。

〔史料1〕 応永一五（一四〇八）年二月七日付上久世荘段銭算用状（ソ一四一）

（端裏書）「応永十五 十二 八□段銭未進徴符也」

上久世庄反銭散用状事

五十四町六反三百四十歩

以上、十貫九百三十八文内、

現納 十貫百文

庄未進 四百十七文 淨信

四百廿一文 さんく

五十五文	竹鶴
十一文	明道
八十文	太郎四郎
廿六文	弥五郎
廿七文	道阿ミ
(合点)直納了 百五十七文	下久世 除分岡
五十□文 ^(四)	淨信

応永十五年十二月七日 公文^(舞世) 康貞(花押)

応永一五年の「地下算用状」である。「引付」同年一〇月二四日条には「上下庄段銭事、遷宮法会可為兩日之間、為彼要脚一段別可被懸三十文宛之由、召沙汰人可下知之旨、治定畢」とあり、次いで同一一月二六日条には「段銭事、三十文宛分地下難洪申之間、二十文宛分治定了」とある。したがって「史料一」は、同年に賦課された東寺遷宮法会用途を調達するための領主段銭の算用状であることがわかる。五四町余りの当荘に対し、当初は段別三〇文の段銭賦課が企図されたが、地下側の難洪により、段別二〇文へと減額された。そして、「史料一」に記載されている通り、賦課総額一〇貫九三八文のうち、一〇貫一〇〇文がこの一二月七日時点で納入されている。

「庄未進」の部分については若干の検討を要する。未進額は八三八文であり、一段低く書かれた冒頭の淨信分と「さんく」分を合計すると、ちょうど八三八文となる。したがって、竹鶴以下はいずれかの内訳であり、それ故に一段

高く書き分けられたものではないかと思われる。だとすれば、意味のとりにくい「さんく」とは「散々」で、未進の過半を占める淨信分以外の散在分を一括した分と見なすことができるのではなからうか。ただし、竹鶴以下の合計は四一〇文であり、いずれとも合致しない点、あるいは淨信が最後に再度登場している点に疑問が残る。

いずれにせよ、「史料1」から読み取ることができるのは、年貢諸公事物と同様に、段銭も各自が保有する田地の面積に応じて人別に賦課・徴収され、その未進も人別に催促されているという事実である。東寺が後付けしたと思われる端裏書では本史料が「未進徴符」と名付けられているように、「史料1」は未進徴符の機能を兼ね備えた様式であり、当荘の年貢算用でもよく見られるものである。「引付」寛正四年二月七日条には、「反銭残五百疋、明年五月中ニ可致沙汰由之折紙并徴符令披露畢、仍重而未進之輩下使可有催促分、評儀治定了」とあり、実際に未進徴符に基づいて催促が行われていた様子も確認できる。残念ながら「史料1」のほかにも未進者の記載がある段銭算用状や未進徴符は残されていないが、段銭も概ね年貢諸公事物と同様の算用処理が行われていたと理解することができる。

第二節 段銭免除費用の在り地転嫁

先述の通り、上久世荘・下久世荘に賦課された幕府・守護段銭はほとんどが免除されたが、その見返りとして多額の礼銭を支払うことが求められた。そして、それらは基本的に地下に転嫁されることで賄われていた。典型的な例を挙げよう。

〔史料2〕「引付」永享七（一四三五）年九月六日条

一、鴨段銭段別八十文配符入当庄上下、即注進、以先々免許支証付飯尾肥前可有其沙汰、随而彼方一献三貫文、同

息彦三郎一貫文、若党五百文可有隨身云々

一、免許折紙到来者、即付段銭奉行布施民部・同奉行鴨社司可取免状也、又一献両奉行各一結、両納所民部兄社司弟各五十疋宛、若党五十疋、^(郡)ツ合三百五十疋可有隨身也、段銭一献惣八百疋也

一、段銭方沙汰用途、任先規可被懸于地下、段別廿文宛配符可入庄家由衆儀畢

右の史料は、永享七年に賦課された鴨社造替を名目とする幕府段銭に関わる記事である。段銭免除を受ける見返りとして、幕府奉行人飯尾氏・布施氏をはじめとする諸方への礼銭の総計は八貫文となった(一・二条)。東寺はこれを地下に転嫁することとしたが、それは段別二〇文、つまり領主段銭の方式で徴収されることとなった(三条)。このように、免除された幕府・守護段銭は、その際に必要であった礼銭を賄うための領主段銭に転換され、地下に賦課されたのである。後に述べるように、このことは地下にとつて大きな意味を持った。

ただし、在地転嫁の方式は、必ずしも領主段銭に限定されているわけではなかった。「引付」永享四年一〇月二三日条には、同じ鴨社造替段銭について、「当国鴨段銭事、諸五山悉雖無御免、当寺領御免珍重事也、仍沙汰要脚諸庄配分、上久世庄五貫文、下久世三貫文、[○]今月中可致其沙汰之由可遣書下於地下之由、評儀了」とある。ここでは上久世庄・下久世庄に対し、「段別〇文」ではなく「〇貫文」というかたちで礼銭の負担を命じる「書下」が出されている。後にも検討するように、こうした場合段別に徴収されたとは到底思われない。礼銭の在地転嫁方式は領主段銭に限定されていたわけではなかったのである。

段別ではなく、単に必要な金額を提示しその納入を命じるこの方式は、史料では「地下懸銭⁽¹³⁾」と呼ばれている。また、「史料2」三条目にある通り、段銭の場合には「配付」が地下に出されているので、転嫁方式に応じて発給され

る文書に違いがあったこともうかがわれる。

いずれの方式が選択されるのか、その理由や基準は定かでないが、「地下懸銭」方式では具体的な徴収方法の指定がないため、必要な金額さえ確保できていれば、その負担方式については地下側の裁量に任されているということになる。とすれば、史料的な裏付けを得ることは難しいが、惣有財産から支出や、独自の基準に基づくある種の「村役」による徴収、あるいは村としての借錢などによって賄われた可能性が指摘できる。こうしたあり方ゆえに、領主段銭方式のように個々の未進額を書き連ねた未進徴符や算用状は作成しにくく、実際そうした算用文書は残されていない。すなわち、自由度の高さや個別的な未進催促の回避（あくまで団体交渉の態勢を維持できる）という点で、地下にとっては「地下懸銭」方式のほうが望ましいものであったと評価することができる。

さらに、時代が降るにつれて、「段別○文」という領主段銭の体裁が採られていても、実際に段銭方式で徴収されたとは到底思われない事例が多く確認できる。この点は後の事例でも確認するが、両様式の実態に差異がみられなくなってくるのである。先述のように、当荘では幕府・守護段銭はほぼ例外なく免除され、それらはすべて必要経費の在地転嫁としての領主段銭か「地下懸銭」へと転換される。そして、その在地転嫁の両様式は、徴収の実際においてほとんど変わらないものと化していた。だとすれば、「田畠一段別に一定額の臨時課税が行われる」といった本来の意味での「段銭」は、上久世荘ではまもなく消滅したとも言えるだろう。先に段銭の算用状・未進徴符がほとんど残されていないことを指摘したが、その理由はこうした点に求められるように思われる。

第二章 段銭をめぐる村と領主の交渉

第一節 段銭の低減・分割

前掲の「史料2」にある通り、鴨社造替段銭は段別八〇文の賦課であったが、東寺がその免除費用を充当するために賦課した領主段銭は段別二〇文である。つまり、幕府・守護段銭から領主段銭への変換にともなって、大幅な負担の低減が実現しているのである。逐一取り上げることはいないが、「表」を一覧すればわかるように、この段銭の変換にともなう負担低減は、負担額が判明するほとんどの事例で確認できる。

段銭の賦課それ自体は、村にとっては避けようのないものであり、しかもそれは多くの場合、予期せずやってくる。段銭の免除特権を有する荘園領主は、その負担を低減し、臨時出費の衝撃を緩和する役割を果たしたのであり、まずはこの点に第一の意義を見出すことができる。さらに、幕府や守護といった段銭賦課主体との交渉を東寺が担ってくれる点や、礼銭をはじめとする必要経費を東寺が立て替えてくれる点、加えて、言うまでもないことであるが、守護使の内部による徴収を避けることができるという点でも、守護不入特権を有する荘園領主を戴く利点があった。

一方、東寺にとってもこの構造は利点のあるものであった。例えば永享八（一四三六）年九月二三日条には「鴨段銭仕足事（中略）於相残分者、如先々当寺常住評定衆ニ可有支配之由治定了」とある。経費に充当した余りの段銭は東寺供僧たちに分配されたのであり、彼らにとって臨時収入という側面があったことがわかる。また段銭徴収や免除獲得にあたって、とくに功績のあった東寺僧や宮仕などに「粉骨分」として一部が与えられることもあった。⁽¹⁴⁾ あるいは、永享一二年に「鴨川合社」造営のための人夫役が守護方から当荘に賦課された際には、その免除獲得費用が「先

立当守護替目一献料当庄上下被懸、以其内可有沙汰」とされており、別の名目で徴収された段銭が充てられている。¹⁵ 徴収された段銭が、臨時の財源として柔軟に運用されていたことが読み取れる。

以上のように、地下にとつては臨時賦課の負担低減、領主にとつては臨時収入・財源の獲得という意義があり、双方に利得のある構造となっていたことがわかる。それ故に室町期を通じて維持され機能した構造であったと言えよう。さらに、この段銭の変換が地下にもたらした利点はそれだけではなかった。すなわち、東寺から地下へ段銭免除費用の負担が命じられると、年貢諸公事物などと同様に、その減免闘争¹⁶「荘家の一揆」が展開するのが常であった。

例を挙げると、寛正五（一四六四）年一二月には、後花園天皇讓位段銭が段別一・三文で賦課された。東寺は「支証事、大賞公并御讓位段銭等不懸于当国歟、仍証文無之、所詮諸役免除之御判御教書及鴨段銭等之以支証可被仰之云々」と、先例のない賦課に困惑しながらも、適当な支証をもって免除を申請した。その沙汰用途として、上下久世荘をはじめとする諸莊園に段別五〇文の領主段銭を賦課した。¹⁶ これに対し、地下は上久世五貫文・下久世三貫文の負担を主張しているが、交渉の末、段別三〇文が賦課されることとなった。¹⁷ 上久世荘では概算で一五貫文の負担が求められたわけであるが、さらに減額交渉を続けていたようで、まもなく二貫文の減額が認められている。¹⁸ 上久世荘地下は、二月二十九日にはこのうち一〇貫文を納入したが、¹⁹ 残りの三貫文については納入が遅れたようで、寛正六年六月二六日条には「上久世庄御讓位段銭一献料可有催促、但三百疋事、来八月マテ可預御延引詫之旨致披露之処、無力可有延引云々」とある。その後、この未進分はようやく文正元（一四六六）年一〇月に完済されている。²⁰ 後花園天皇讓位段銭の免除費用が回収されるには、じつに二年近い年月が費やされたのである。減額や納入のあり方から、実際には段別方式での賦課・徴収ではなく、「地下懸銭」方式であったこともうかがえよう。

この例からわかるのは、①幕府・守護段銭は領主段銭や「地下懸銭」に変換されることによって大幅な減額がなさ

れるだけでなく、その後の「荘家の一揆」次第でさらなる低減が見込めたこと、②さらに、地下側の主体的な納入留保闘争によって、事実上分割払いが可能なものとしていたことであろう。幕府や守護との関係においてはこうした対応が困難であったことは容易に推測できるのであり、このような点においても、この構造は地下にとって多大な利益のあるものだったのである。

自ずから村の財政的な負担能力には限界があったはずであり、いつでも段銭賦課に応じられるわけではなかったことは言うまでもない。荘園領主を介した段銭の転換の構造は、その負担を低減し、かつ事実上分割納入可能なものへと変化させることで、それなりに対応できるものへと変換する機能を果たしていたと言える。その意味で、当該期の村の再生産を維持していくうえで、不可欠のものであったと評価することができるだろう。

第二節 段銭をめぐる「荘家の一揆」の諸相

前節で明らかにしたような構造のもと、当荘では段銭減免を目的とする「荘家の一揆」が恒常的に展開していたのであり、年貢減免や井料下行と並ぶ一揆の主要な目的であったと言える。ただし、年貢や井料の場合と同様に、「引付」の記録主体である東寺僧侶は、あくまで段銭の減額の有無やその額といった交渉の結果に関心がある。そのため、百姓側の動きについてはせいぜい「地下計会」の旨を「歎申」し、「難渋」するといった程度の描写にとどまることも多い。⁽²⁾ また、年貢や井料と比べれば事例数も多くないため、前稿のような方法も有効でない。したがってここでは、地下側の動きが比較的詳細に記録されている例をいくつか取り上げ、それをもとに段銭をめぐる「荘家の一揆」の様相を検討してみたい。

「引付」永享五（一四三三）年十一月四日条では、將軍東寺御成を名目とする領主段銭に関する交渉が記録されて

いる。百姓たちは段別五〇文を三〇文まで引き下げること成功すると、今度は「今度之儀者、蔵王堂下地三反・綾戸社下地三反・職事給三反分、於而蒙御免者可畏入之由歎申」と、当荘の鎮守である蔵王堂・綾戸宮の敷地や職事給田の免除を申請している。これに便乗して、下久世荘も「神田前・沙汰人之給分」の免除を願っている。これらの田地を持ち出してきた根拠は不明であり、結局この申請は聞き入れられなかった。とはいえ、賦課額の引き下げだけでなく、ここでは賦課対象地の削減という方向で減額を図っているのであり、交渉戦術のひとつと評価できるだろう。

つぎに、「引付」宝徳三（一四五）年一月二四日条には「上久世段銭公文方下地事、依為公領不可有其沙汰之由申」とある。すなわち、上久世荘の田畠のうち公文保有地は「公領」であり、それゆえ段銭を負担することはできないというのである。この「公領」の論理とでも言うべき主張も、賦課を減免するために繰り返された交渉術であったと思われるが、当荘は東寺の一円領であるはずであり、かかる主張が展開する背景については若干の検討を要する。「引付」翌二五日条では、この問題について「遊佐方二可被仰由長尾申由返答」とあり、「（東寺から）公文遊佐氏に問い合わせる通りに」と長尾氏が申した」という「返答」があったという。当該期には畠山氏の重臣遊佐氏が公文の地位にあり、その代官（公文代）として長尾氏・和仁氏・彼方氏らが莊務にあたった⁽²²⁾。前任の公文であった舞田氏は、細川氏家臣の寒川氏と長年にわたって当荘公文職をめぐる相論を争っており、寒川氏に対抗するために、当時の山城国守護であった畠山氏と被官関係を取り結んでいた。そのため、舞田氏から遊佐氏への公文交代は、畠山氏家臣団内部における利権の付け替えという側面があり、畠山氏によって主導されたものであった⁽²³⁾。田中倫子が指摘する通り、実質的に当荘公文職は「武家進止」の職となっていたのである⁽²⁴⁾。以上のような経緯が存在したために、公文職に付随すると考えられた荘内の公文保有地は、寺社本所領ではなく守護進止下の「公領」であるという主張が成り立ち得たのである。

いま挙げた両日条では、ともに主語が明確でなく、この「公領」の論理の出所ははっきりしない。しかし、公文やその代官たちもまた、当荘の名主として土地を保有しており、彼らは段銭を徴収する責任者であると同時に、その保有地に応じて段銭を納入すべき存在でもあった。したがって、この「公領」の論理は、公文たちが自身の負担を回避するべく持ち出したものと、ひとまずは推測できるだろう。

ここで問題となっている段銭は、前年の宝徳二年九月に賦課された「当庄安堵并不入御教書以下入足」を名目とする段別六十文（総額三〇貫文相当）の領主段銭であろう。²⁵ 比較的高額な段銭で、宝徳三年一月七日条には「久世反銭事、先立廿五貫文分可有取沙汰之由申処ニ、連々重歎□可叶由治定」とある。おそらく百姓等による訴訟と思われるが、東寺はこれを却下し、先に命じた通り、二五貫文を納入するようとしている。ここから交渉のなかで五貫文の減額が実現していたことや、段銭方式ではなく「地下懸銭」方式の賦課へと変化していることがうかがえる。

しかし、享徳元（一四五二）年八月一日付の東寺上使注進状によると、最終的に納められたのは一四貫文余りにすぎなかった（刊本を二六三）。段銭が賦課される荘内公田五四町余りのうち、²⁶ 公文保有地は二〇余町を占めていたという（後述）。この比率は、この時に納入が求められた額（二五貫文）と実際の納入額（一四貫文）との比率と近似することから、結局はこの「公領」の論理によって減免が実現したものと推測できる。

以上のように、この宝徳度の東寺領主段銭は、「公領」の論理が持ち出されることにより、荘内田地のうち公文保有地については賦課が回避され、大幅な減額が実現したのである。この場合、残りの荘内田地は負担を求められたはずであるから、あくまで公文たちだけが負担を回避したようにも見える。しかし、この段銭があくまで「廿五貫文分」の負担という「地下懸銭」方式であり、実際の徴収に関しては地下側（公文たちと百姓）の裁量に任されていたことには注意が必要である。また、先に掲げた宝徳三年一月二四・二五日条以降、いまだ十分な成果を上げていないは

ずであるにも関わらず、「百姓たちによる「荘家の一揆」が確認できなくなる。この事實は、公文たちだけではなく、百姓たちにとっても何らかの成果があったことを推測させる。

この段銭賦課については、すでに賦課直後の宝徳二年一月二〇日条で彼方氏が「種々難渋」を申し立てている。さらに同月二七日条には「段銭間事、自和仁方進折紙申子細、名主百姓等堅歎中間、不事行之由申間、寺崎上使兩人遣之可然様可加問答云々」とあり、「難渋」の背景には、地下の百姓たちの強い抵抗が存在していたことが判明する。その後、この段銭をめぐる交渉は翌年まで持ち越されており、宝徳三年四月二三日にいたっても、東寺は地下からの段別二〇文への減額申請を却下している（同日条）。公文たちは強硬に減免を主張する百姓たちの圧力を背後に受けながら対領主交渉を行っていたのであり、「公領」の論理は、そうした交渉の最終局面において持ち出されてきたものだったのである。公文たちの動向は、一見すると彼ら自身の利害にのみ基づくものであるが、その背後にある百姓たちの「荘家の一揆」を抜きにして考えることはできない。

以上をふまえるならば、この段銭は、実際の徴収の場面では、「地下懸銭」方式のもと、公文たちと百姓たちの間で「公領」の論理によって得られた減免の再分配が行われていたと推測することができるのではなからうか。そうした合意が存在したからこそ、宝徳三年一月二四・二五日条以降「荘家の一揆」が沈静化するのであろう。この推測が正しければ、ここで見た「公領」の論理もまた、公文たちの持つ守護権力構成員としての性格を利用した、百姓たちによる段銭減免交渉における戦術のひとつであったと評価できるのである。

宝徳度の東寺領主段銭に続いて享徳二年一月一月には、今度は守護畠山氏による守護段銭が賦課されている。そこでは対照的な結果が現れているので、これについても詳しく検討を加えたい。まず、「引付」同月八日条には「上久世自国方反銭懸之間、遊佐方三百疋、長尾・和仁各百疋可有隨身、可被仰之由治定了、於彼足者可被懸地下云々」とあ

り、東寺は畠山氏の家臣でもあった公文遊佐氏とその代官たちを通じて免除を得ようとしており、それに必要な礼錢を、例によって在地転嫁しようと企図している。

〔史料3〕「引付」享徳二（一四五三）年二月八日条

一、上久世庄反錢事、於惣庄分者不可有相違之趣申間、公文分廿余丁除之、一畝分入足十七貫文地下可被懸之旨治定畢、仍遊佐方千疋、長尾二百疋以前百疋、高橋又百疋以前百疋、和尔五十疋、都合現足十五貫文五百、其外太粮以下彼足十七貫文分也

〔史料3〕前半部にある通り、守護段銭は「惣庄分」に関しては免除された。「惣庄分」とは当荘全体を指すと読むこともできるが、「於惣庄分者」という対象・範囲を限定しようとする表現であること、続いて見える「公文分」との対比的な語であると思われることから、当荘の総田畠から公文（公文代）保有地を除外した部分を指していると考えられる。当荘全体が免除されたのであれば、わざわざ「於惣庄分者」と断る必要はないだろう。

つぎに後半部であるが、免除に要した一畝分は計一五貫五〇〇文に及び、上乘せをした一七貫文を在地転嫁することとした。ただし、それを負担するのは「公文分廿余丁」を除いた田畠、すなわち「惣庄分」の保有者たちであるという。なお、この史料から、公文分が二〇町余りの面積を有していたことが判明する。

〔史料3〕から読み取れることは、①このときの守護段銭は「惣庄分」の免除、「公文分」の賦課という特殊なかたちとなったこと、②「惣庄分」免除は賦課主体である畠山氏の家臣でもあった公文遊佐氏とその代官たちを通じて獲得されており、彼らに礼錢が支払われたこと、③その礼錢は「惣庄分」から徴収されたこと、以上三点である。

東寺の賦課する領主段銭ではなく、自らの主君である畠山氏による守護段銭であったために、また「公文分」は「公領」であるという立場に立つ以上、公文たちにとってこの段銭は不可避であった。こうして宝徳度の例とは逆転し、「公文分」のみが段銭を納めることとなった。宝徳度と同様に実際の負担は「惣庄分」も含めて再分配するという方法もあり得たと思われるが、そうではなく、「惣庄分」の免除取得を取り次ぎ、礼銭を受け取ることによって相殺するという方法が採られたのであろう。

このように、幕府・守護段銭に対しては、「公領」の論理はかえて裏目に出るのであり、以後、公文保有地を「公領」とする主張は見られなくなる。以上見てきたような段銭賦課における「公文分」をめぐる経緯は、様々な戦術を駆使して負担の減免を図る地下の運動の試行錯誤として評価することができるだろう。

なお、右のような経緯もあって、この段銭の免除獲得にあたっては一七貫文という高額な礼銭が必要とされた。負担対象が額面通り「惣庄分」に限定されるとするならば、段別換算で六〇文弱に相当する高額なものである。そのため徴収には苦勞したようで、「引付」同年二月二〇日条には「上久世就一献分取沙汰事、忠節分百疋可有下行由治定畢、道賢・道仲以下両三人也」とある。ここで段銭の「取沙汰」と関わって「忠節分」一貫文を受け取っている「道賢・道仲以下両三人」とは、当該期における上久世荘の年寄（沙汰人）たちである。⁽²⁷⁾

これに類似するものとして、「荘家の一揆」への対応のなかで多く行われた「粉骨分」「会尺分」の給与がある。⁽²⁸⁾ こちらは金銭ではなく米で給付されるのが常であったが、一揆を主導し対領主交渉を担う彼ら年寄をして、百姓たちを説得させるための対応であり、とくに大規模で激しい「荘家の一揆」が展開した年に実施された。

年貢諸公事物の納入や算用は、荘官の公文・公文代のみならず村の年寄たちが深く関与するものであった。⁽²⁹⁾ おそらく段銭の徴収や算用においても、彼らの関与が不可欠であったことは容易に推測できる。したがって、この享徳度の

段銭に例外的に年寄たちが関与したとは考えられない。「荘家の一揆」における「粉骨分」「会尺分」と同様に、段銭納入を難渋する百姓たちを説得する役割を果たしたことに對する報酬であろうと思われる。

以上、本節で見てきたように、段銭をめぐる「荘家の一揆」においては、様々な戦術が模索され、負担の減免が図られていた。荘園領主を介した段銭の変換の構造によって、村はその負担を大きく低減することができた。そのことに加えて、年貢や井料の場合と同様に、その都度粘り強い「荘家の一揆」を展開することによって、さらなる負担の低減を実現していたのである。以上のような意味で、段銭という観点からも、「荘家の一揆」は村の再生産を成り立たせるものとして不可欠の一環を成していたと言えることができるだろう。

第三章 「荘家の一揆」の体制化

幕府・守護段銭免除費用の転嫁としての領主段銭よりも、東寺が自らの必要のために主体的に賦課した領主段銭は、賦課額が高額になることが多かった。例えば「引付」で確認できる最初の段銭賦課の例である応永六（一三九九）年の興福寺供養出仕要脚段銭は、当初段別七〇文が企画され、地下との交渉により、最終的に六〇文で確定している。³⁰そこまでの額でないように見えるが、繰り返し述べているように、幕府・守護段銭の大半は東寺の申請によって免除され、その経費が在地転嫁される。そしてその額は最大でも段別三〇文で、一〇〜二〇文がほとんどであったことからすれば（「表」）、東寺が主体的に賦課する領主段銭の負担の重さが理解されよう。

とりわけ寛正三年の將軍東寺御成段銭では、当初は段別五〇〇文という破格の賦課が計画された。「引付」寛正三（一四六二）年一二月朔日条に「御成段銭度々侘事依申、当年段別六足分三千足沙汰、残四足分明年二月中可為沙汰、衆

儀治定了」とある通り、地下による減額交渉の結果、段別一〇〇文と大幅な減額が実現し、総額五〇貫文を年内と明年二月とで分割して納入することで落着した。

しかし、「引付」寛正四年四月二三日条には「去年御成段銭分ノコリ、来秋ナリヲ可有沙汰衆儀治定了」とあって、結局二月に完済されることはなく、残りは秋の年貢収納の際に徴収することが決定されている。さらに一〇月になると、今度は地下の年寄二人が二貫文を持参し、残りの未進は免除とするよう「地下一同」の訴訟を行っている⁽³¹⁾。その後、一二月には代表交渉ではなく「十余人数日ツメ申堅歎申」という事態へと発展している⁽³²⁾。こうした強硬で粘り強い「荘家の一揆」によって、最終的に東寺は「所詮千疋可致沙汰、其余者可有御免」と、一〇貫文を納入することで残額を免除するという大幅な譲歩を余儀なくされている⁽³³⁾。しかもその一〇貫文も、年内に五貫文、残りを「翌年麦秋」に沙汰するという分割払いであった⁽³⁴⁾。こうした主体的な納入の留保と、その都度行われる粘り強い交渉によって、なし崩し的に負担額の低減を実現していくのであるが、こうした実態をふまえると、やはり個別百姓の保有田地に応じて段別に課税がなされるという段銭形式の徴収が行われているとは思われない。個別未進の謹責ではなく、あくまで団体としての納入留保とそれに対する謹責が展開しているのであり、ここに「段銭」としての実質を見出すことは難しいだろう。

さて、以上のように寛正三年から四年にかけて展開した「荘家の一揆」を受けて、供僧評定においてつぎのようなことが決議されているのは注目される。

〔史料4〕「引付」寛正四（一四六三）年二月二〇日条

一、地下沙汰人名主等、自然公事篇申時参惣蔵事不可然、於向後者、公文所在所可為治定通可有下知由評儀治定畢

すなわち、「地下沙汰人」をはじめとする百姓たちが「荘家の一揆」を行う際、東寺に直接押しかけ、惣蔵を占拠することを禁じ、今後は公文所（惣公文）の在所にて訴訟を行うようにと議決しているのである。

この東寺惣蔵については、すでに久留島典子・阿諏訪青美による検討がある⁽³⁵⁾。とくに久留島は、①上久世荘の百姓らは「荘家の一揆」の際にしばしば東寺惣蔵を占拠し、そこを拠点に東寺との交渉を行ったこと、②その理由は、惣蔵は年貢収納の場であり、その意味で百姓たちにとって親しみのある場であった点に求められること、③本来、訴訟に訪れた百姓らは公文所の在所に入れ置くべきであったが、次第に惣蔵に入れ置くことが慣例になっていったことを指摘している。

さきに引用したように、寛正四年一二月の交渉では、一〇余名の百姓が東寺に詰めかけ、数日間にわたって嘆き申していた。「史料4」によって、その間の彼らの滞在場所が、東寺惣蔵であったことが推測できる。

こうした惣蔵と百姓との関係は、「引付」ではすでに永享九（一四三七）年一〇月一日条で確認でき、「荘家の一揆」の際に東寺惣蔵に百姓が居座り、そこを拠点として運動を展開するということは多々あったと思われる。しかし、破格の賦課額となったこの將軍東寺御成段銭をめぐる一揆は、とくに激しく粘り強いものであったため、これを契機として、半ば慣例化していた惣蔵に百姓たちが滞在する（占拠する）というあり方が問題視され、供僧評定の審議事項として提起されたのである。

この惣蔵の問題は、寛正六（一四六五）年にも改めて議題となっている。

〔史料5〕「引付」寛正六（一四六五）年一二月朔日条

一、久世上下庄沙汰人參洛之時、入置在所事、任先規為衆儀公文所可有引入之由、雖有下知領狀不申、其故者、当

時公文所名代計儀也、其上狭少在所難入置之由堅難洪之間、可被召放所職之歟之由雖及御沙汰、八十余老体、兎角可及御沙汰事不可然、所詮、当公文所淨聡一期之間計者、万事被閣、寺庫可被引入也、向後公文所被免之時必及其沙汰、堅可被申付之由衆儀了

結局のところ、公文所淨聡は住まいが狭小であることなどを理由に供僧評定の議決に応じなかった。また彼が八〇才を越えた老体であることもあり、淨聡の任期中はこれを猶予し、百姓たちは引き続き惣藏に滞在させるということになったのである。

その後、この問題がどうなったのかを知ることができないが、本稿で注目したいのは、上洛した百姓の滞在所が、「莊家の一揆」を契機として評定で取り沙汰され、供僧たちによって規定（改定）されているという事実である。

当莊公文はその就任にあたって、年貢完済をはじめとする条々を誓った請文を提出する決まりであった。そのなかには、「或得人語、或依存私、寄事於左右、不可及訴詔、若有可歎申之旨者、穩致訴詔、可奉仰寺家御成敗、縦百姓等称庄家之一揆、妄雖致嗽々之群訴、曾以不可有同心許容之儀事」という条文がある（刊本を二四一（一））。あくまで公文に対してではあるが、なにか嘆き申すべきことがあれば、穩便に訴訟をすべきであるとする。そして、百姓たちが「莊家の一揆」と称する「嗽々之群訴」に同心・許容してはならないとしている。「莊家の一揆」概念のもととなった著名な史料であるが、この一文から、徒党を組んで行われる「莊家の一揆」＝「嗽々之群訴」は穩便な訴訟にはあらず、東寺にとつては不法行為であることがわかる。このほか、康暦二（一三八〇）年には井料下行を目的とした百姓等の「嗽訴」に関して、⁽³⁶⁾「有歎者雖為何箇度可申入処、無左右致嗽訴之条太不可然」とある。⁽³⁷⁾百姓たちはあくまで穩便に「申入」れるべきであり、やはり「嗽訴」と形容されるような「莊家の一揆」は基本的には非法行為なので

あった。

このように、そもそも本来的には、「荘家の一揆」（百姓の直訴・群訴）は禁じられたものであった。しかし、それが室町期にはなし崩し的に常態化し、さらにはいま見たように、東寺に押しかけた百姓たちの滞在場所が、評定によって取り沙汰されるようになっていたのである。あくまで現実の問題への対処ではあるものの、このことは事実上百姓たちの上洛しての直訴を容認するものであり、「荘家の一揆」の存在を合法的なものとして認めることに等しいと言えよう。すなわち、当該期には「荘家の一揆」を通じた領主と百姓との交渉が、支配を成り立たせるうえで必要な合意形成の回路として、支配体制に組み込まれていると評価することができるのではなからうか。

おわりに

最後に本稿で述べてきたことをまとめよう。

上久世荘に賦課された幕府・守護段銭は、ほとんど例外なく免除され、替わりにその手続きに必要な礼銭が、東寺によって在地転嫁された。それは領主段銭・「地下懸銭」の二方式があったが、まもなく実質的には後者に一元化し、本来的な意味での段銭は、当荘では賦課されることはなくなった。

この段銭の変換の構造を通じて、百姓たちの負担は大幅に減少した。しかもそれは、「荘家の一揆」を展開することによってさらなる減額が望めるものであり、かつ百姓たちの主体的な納入留保により、分割納入が可能なものとなった。こうして、百姓たちにとって予期せぬ負担としてやってくる段銭は、それなりに対応可能なものへと変換されたのである。以上のような意味において、この荘園領主を介した段銭の変換の構造は、室町期荘園制下における村の再

生産にとって不可欠のものであったと評価することができる。

前稿では「莊家の一揆」が、年貢の損免や井料下行を獲得するために恒常的に展開した運動であり、同じく当該期の村の再生産構造において、不可欠の一環を成していたことを明らかにした。本稿における検討によって、このことは段銭の負担を可能な限り低減させるという点でも、同様であることが明らかとなった。「公領」の論理に見られたように、負担低減の論理や交渉戦術を模索しつつ、絶えず行われる一揆の運動によって、村の再生産は維持されていたのである。

加えて、「莊家の一揆」は本来東寺にとって非法行為であったが、段銭をめぐる激しい一揆を契機として、東寺に詰めかける百姓たちの滞在場所が供僧評定において取り沙汰され規定された。一揆のたびに東寺惣藏が占拠されるといふ実務上の問題への対処であるものの、それは結果的に百姓の上洛しての直訴を容認するに等しく、言わば「莊家の一揆」が、村と領主の交渉回路、合意の回路として体制上に位置づけられたものと評価できることを指摘した。

以上のように、室町期莊園制下においては、当該期固有の再生産構造のもとで村が存在していたと言える。また、そうした村の存在は、莊園領主たちにも一定程度認知され、その支配を成り立たせるものとして、限定的ながら支配体制上に組み込まれていたのであった。改めて冒頭で挙げた移行期村落論・自力の村論をふまえるならば、このことは莊園に替わる政治的・社会的基礎単位としての村の承認を推し進めるものであったと評価することができるだろう。

また、以上が認められるとすれば、前稿や本稿で明らかにした室町期特有の再生産構造のあり方が崩壊するであろう戦国期への展開が改めて問題となるが、この点は莊園領主が書き残した「引付」に史料の多くを頼らなければならぬ上久世荘では困難であるように思われる。この点を今後の課題として確認し、ひとまず擱筆することとしたい。

〔註〕

- (1) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」(同著『戦国時代論』岩波書店、一九九六年、初出一九八五年)。藤木久志「移行期村落論」(同著『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、一九九七年、初出一九八八年)。
- (2) 塚田孝「地域史研究の視点」(『飯田市歴史研究所年報』第五号、二〇〇七年)。池上裕子「中近世移行期を考える―村落論を中心に」(同著『日本中近世移行期論』校倉書房、二〇一二年、初出二〇〇九年)。大山喬平「ムラの新たな研究のために―ムラの戸籍簿を作ろう」(同著『日本中世のムラと神々』二〇一二年、初出二〇一〇年)など。
- (3) 拙稿「東寺領山城国上久世荘における年貢収納・算用と「沙汰人」」(『史学雑誌』第一二六編第二号、二〇一七年A)、「東寺領山城国上久世荘における山林資源利用―鎮守の森と「篠村山」」(『地方史研究』第六七卷第二号、二〇一七年B)。
- (4) 拙稿「東寺領山城国上久世荘における「荘家の一揆」と損免・井料」(『ヒストリア』第二六四号、二〇一七年)。以下、本文中で「前稿」と言った場合はこれを指す。
- (5) 以下、本稿においてはつぎのように典拠を略記する。なお、刊本があるものについても翻刻を改めている場合がある。また、掲載史料については行論上影響がないかぎり見せ消し・挿入などは表現していない。
- ・教+文書番号 ……『教王護国寺文書』
 ・函名+文書番号 ……『東寺百合文書』
 ・刊本函名+文書番号 ……『大日本古文書』・『東寺百合文書』(京都府立総合資料館編)
- (6) 上島有「京郊庄园村落の研究」(『塙書房』一九七〇年)第六章第一節。
- (7) 久留島典子「中世後期の「村請制」について―山城国上下久世庄を素材として」(『歴史評論』第四八八号、一九九〇年)。
- (8) 前掲註(7)久留島論文。
- (9) 当荘の「沙汰人」については前掲註(3)拙稿A。
- (10) 松沢徹「播磨国矢野荘における段銭の賦課と免除―守護段銭を中心として」(『史観』第一四八号、二〇〇三年)。
- (11) 前掲註(6)上島著書一九五・四二二頁。

- (12) 教八三八、ミ九二、刊本を一七二・一七二、オ八九など。寺家算用状が上久世荘・下久世荘を併せて作成される点も年貢諸公事物と同様である。
- (13) 「引付」永享六(一四三四)年九月二九日条。
- (14) 「引付」永享五年一月四日条、永享十二年二月二日条など。
- (15) 「引付」永享二年九月二七日条。
- (16) 「引付」寛正五(一四六四)年二月二日条。
- (17) 「引付」寛正五年二月二〇・二二・二七日条。
- (18) 「引付」寛正六年二月二四日条。
- (19) 「引付」寛正六年正月一六日条。
- (20) 「引付」文正元(一四六六)年一〇月一九日条。
- (21) 「引付」応永一五(一四〇八)年一月二六日条、永享五年九月六日条、永享六年九月二九日条。
- (22) 久留島典子「ある「荘家の一揆」―永享九年、東寺領山城国上下久世庄」『歴史科学と教育』第九号、一九九〇年。
- (23) 前掲註(22)久留島論文。
- (24) 田中倫子「戦国期における荘園村落と権力」(村田修三編『戦国大名論集5 近畿大名の研究』吉川弘文館、一九八六年、初出一九七八年)。
- (25) 「引付」宝徳二(一四五〇)年九月六日条。前掲(24)田中論文。
- (26) 「引付」永享五年一月七日条。
- (27) 当荘の年寄・「沙汰人」については、前掲註(3)拙稿A、拙稿「戦国期畿内村落における被官化状況と領主支配―東寺領山城国上久世荘を中心に」(『ヒストリア』第二五三号、二〇一五年)。
- (28) 前掲註(4)拙稿。
- (29) 前掲註(3)拙稿A。
- (30) 「引付」応永六年二月六・一一・一五・一七日条。

- (31) 「引付」寛正四年一〇月一七日条。
- (32) 「引付」寛正四年二月一日条。
- (33) 「引付」寛正四年二月二日条。
- (34) 「引付」寛正四年二月五日条。
- (35) 久留島典子「倉に関する二点の史料について」(『歴史科学と教育』第六号、一九八七年)、同「領主の倉・百姓の倉―収納の場と請負人」(朝日新聞社編『朝日百科日本の歴史別冊歴史を読みなおす―三家・村・領主―中世から近世へ』一九九四年)。阿諏訪青美「中世後期の東寺にみる寺家経済の構造―惣藏と私藏の活動をめぐって」(同著『中世庶民信仰経済の研究』校倉書房、二〇〇四年、初出二〇〇三年)。
- (36) 「引付」康暦二(一三八〇)年三月四日条。
- (37) 「引付」康暦二年三月九日条。
- (附記) 本稿はJSPS科研費JP18J02084の助成を受けたものです。

(独立行政法人日本学術振興会特別研究員SPD)

SUMMARY

Tansen and “Shouke-no-Ikki” (farmer’s uprising) in the To-ji Temple’s
Kamikuse Estate in Yamashiro Country

Junichi TAKAGI

Keywords: Sosen／Tansen／Shouke-no-Ikki／Muromachi period manor system.

The paper examines the way of imposing, collecting, and exempting special taxation “Tansen” peculiar to the Muromachi period and “Shouke-no-Ikki” (farmer’s uprising) that occurred in connection with imposing Tansen tax in the case of the To-ji Temple’s Kamikuse Estate in Yamashiro Country.

“Tansen” tax imposed by the Muromachi shogunate and Shugo (provincial governor) were almost exempted at the Kamikuse estate without exception, but the village in the estate was asked to pay Reisen (reward money) for the procedure for tax exemption instead. Due to this structure of so-called “conversion of Tansen”, the amount to be borne by the village has drastically decreased. In addition, through the protest against Toji (“Shouke-no-Ikki”), Tansen has been changed to one that could be expected to be further reduced, and that it could be divided and delivered for several years. Tansen was a tax burden imposed to the village unexpectedly and it was not always possible to respond, but due to this “conversion of Tansen” structure, it was able to cope with it all the time.

From the above it was concluded that the lord-mediated structure of “conversion of Tansen” and “Shouke-no-Ikki” were indispensable for the reproduction of the village under Muromachi period manor system.